

鳥取県周産期医療情報ネットワークシステム同意説明書

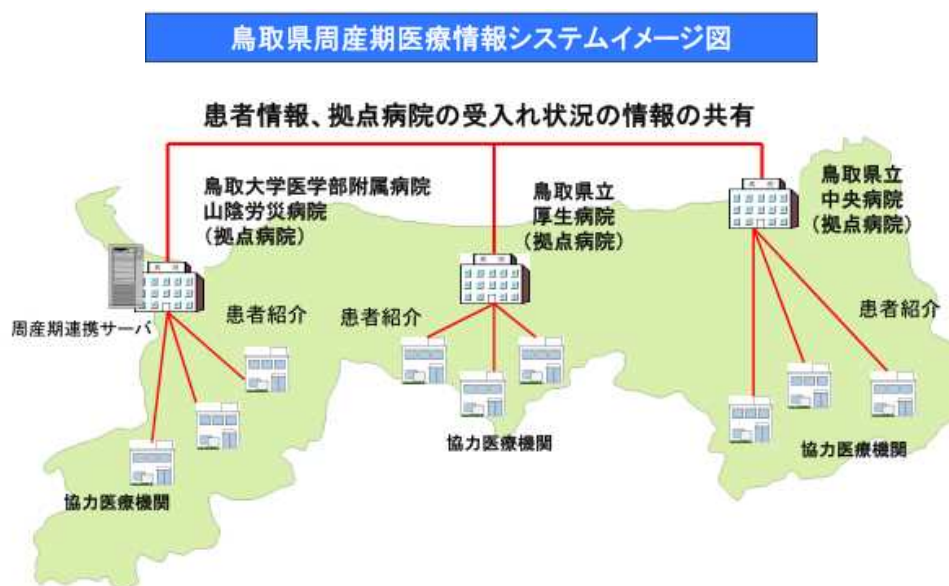
鳥取県周産期医療協議会

1 鳥取県周産期医療情報ネットワークシステムについて

鳥取県でも少子化が進んでいる一方で高齢妊娠の増加を背景としたハイリスク妊娠が増加しています。患者様がハイリスク妊娠と診断され治療が必要となった場合、安全で高度な周産期医療が適切に受けられるよう、患者様の対応が可能な病院施設へ母体搬送が行われる場合があります。このような搬送の調整にあたり、関係者で正確な情報を共有し限られた医療施設を効率的に運用する目的で、鳥取県及び県内の関係医療機関で構成する鳥取県周産期医療協議会では独自の周産期ネットワークシステムを導入しています。

なお、ハイリスク妊娠としては、多胎妊娠、子宮内胎児発育遅延、胎児異常、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病、早い妊娠週数での破水、合併症妊娠などで担当医がハイリスク妊娠と判断したものが該当することになります。

患者様の同意を得たうえで患者様の情報（妊娠週数、母児の状態、年齢など）や病院間の病床の情報などを県内の複数の施設間で共有して、適切な医療が提供できる体制づくりをすすめていますので、システムの運用について、御理解と御協力をお願いします。



2 個人情報の安全確保について

このシステムでは、患者様の診療情報を守るために次のような対策を講じています。

- (1) このシステムで診療情報を見ることができるのは、患者様を直接診療している医療機関及び県内の周産期医療の拠点病院（鳥取県立中央病院、鳥取県立厚生病院、鳥取大学医学部附属病院及び山陰労災病院）です。
- (2) このシステムでは、いつ、どの医療従事者が、どの患者様の診療情報を参照したかについて記録を取り、規則に則った運用が行われているかどうか、ネットワークシステム参加医療機関に設置されたシステム運用責任者の下で定期的な監査を実施しています。
- (3) このシステムは、外部からの不正な侵入に対して厳格に情報を保護しています。

3 同意書等の提出について

このシステムへの参加に同意していただける場合は、別紙の参加同意書に必要事項を記入の上、同意書の説明した医療機関に提出してください。提出していただいた同意書は、提出先の医療機関が保管します。

また、参加した後に参加同意の撤回をしたい場合は、別紙の参加同意撤回書に必要事項を記入の上、参加同意書を提出した医療機関にご提出（郵送又はFAX）してください。

ご不明な点があれば、担当医にお聞きください。

※鳥取県周産期医療協議会について

下記の鳥取県の担当課が事務局となり、周産期医療に関する各種施策について検討している協議会です。

<事務局>

〒680-8570

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課

電話：0857-26-7172

FAX：0857-21-3048

※鳥取県周産期医療情報ネットワークシステムの現在の参加医療機関については県のホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/282974.htm>) をご覧ください。